

日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設制度規則

【目的】

第1条 門脈圧亢進症の診療に関する専門的知識および技術の向上と普及を図るために、門脈圧亢進症についての知識と技術に優れ、それを実践し、また指導と教育に積極的に取り組む医師を養成することが出来る施設を日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設とする。また、本制度の普及や研修体制の充実を図ることを目的として日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設に準じるものを日本門脈圧亢進症学会技術暫定教育施設とする。

【技術認定教育施設制度委員会】

第2条 この制度の運営は本学会に設けられた日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設制度委員会（以下、委員会）が担当し、委員会は、本制度の目的を遂行するために必要な事項を所掌し、日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設（Skill Qualification Educational Institution in Portal Hypertension : SQEIPH）及び日本門脈圧亢進症学会技術暫定教育施設の認定業務を行う。

【申請資格】

第3条 日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設の申請を行う施設は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設

- (1) 日本門脈圧亢進症学会技術認定取得者が1名以上勤務すること。
- (2) 日本専門医機構基本領域の学会の認定施設またはその関連施設であること。
- (3) 所属施設において組織的、系統的に門脈圧亢進症の診療を行っていること。

第4条 日本門脈圧亢進症学会技術暫定教育施設の申請を行う施設は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

日本門脈圧亢進症学会技術暫定教育施設

- (1) 日本門脈圧亢進症学会会員であり、日本消化器内視鏡学会、日本医学放射線学会（診断）、日本 IVR 学会、日本消化器病学会、日本外科学会のいずれかの専門医資格を有する医師が1名以上勤務すること。
- (2) 日本専門医機構基本領域の学会の認定施設またはその関連施設であること。
- (3) 所属施設において組織的、系統的に門脈圧亢進症の診療を行っていること。

【認定方法】

第5条 委員会は、毎年1回申請書類の審査を行い、認定予定施設を理事会に報告し、承認

を得る。

第 6 条 日本門脈圧亢進症学会技術認定教育施設の認定期間は 5 年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて認定施設を呼称することはできない。日本門脈圧亢進症学会技術暫定教育施設は 5 年以内に技術認定教育施設資格を取得することとするが、取得しなかった場合暫定教育施設資格は失効するが、再申請を妨げない。

【申請方法】

第 7 条 認定施設の認定を希望する施設は、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。申請料は 1 万円とする。

第 8 条 申請の期間は、毎年 5 月 1 日より 6 月末日までとする。

【更新方法】

第 9 条 認定施設の更新を希望する施設は、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。

第 10 条 更新申請の期間は、毎年 5 月 1 日より 6 月末日までとする。

【補足】

第 11 条 本規則の改訂は、委員会の提案のもとに理事会の承認を経なければならない。

第 12 条 本規則は、令和 2 年 9 月 11 日に発効する。

【細則】

第 13 条 本規則を実施するために、別に細則を設ける。